

## 国立大学法人群馬大学教職員等の職務発明等に対する補償金 支払細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、国立大学法人群馬大学職務発明等規程第12条の規定に基づき、教職員等の職務発明等に対する出願補償金、登録補償金及び実施補償金の支払について、必要な事項を定める。

(出願補償金及び登録補償金の支払)

第2条 学長は、本学が職務発明に係る特許を受ける権利を承継して、これに基づく国内又は外国特許出願をした場合及び出願した特許が登録になった場合において、発明者から請求があったときは、当該発明者に対し、本学が取得した特許権の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の補償金を支払うものとする。

区 分	補 償 金 の 額
出願補償金	国内又は外国出願1件につき、 一律10,000円
登録補償金	国内又は外国出願1件につき、 一律7,500円

(実施補償金の支払)

第3条 学長は、本学が職務発明に係る知的財産権を承継し、その知的財産権の運用又は処分により収入を得た場合において、発明者から請求があったときは、当該発明者に対し、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に当該知的財産権の運用又は処分により本学に納入された金額から管理費(当該発明の取得、管理、維持、活用等に要した経費で、過去において控除されたものは除く。)を控除した額(以下「本学の収入実績」という。)の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の補償金を支払うものとする。

本学の収入実績	補 償 金 の 額
100万円以下の金額	当該収入実績×100分の50
100万円を超える金額	(当該収入実績－100万円)×100分の25+50万円

(共同発明者に対する補償)

第4条 前2条の規定において、当該補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2名以上あるときは、補償金はそれぞれの持分に応じて支払うものとする。

(補償金請求権の承継人又は転退職者に対する補償)

第5条 前3条の規定は、発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者から補償金の請求があった場合及び転退職した発明者から補償金の支払の請求があった場合に準用する。

(職務発明に準ずる発明への準用)

第6条 本学の教職員等が職務発明に準ずる発明を行った場合において、当該教職員等の申出に基づき、本学が当該発明に係る特許を受ける権利又は特許権の承継を承認したときは、職務発明に準ずる発明としてこの細則を準用する。

(実用新案の考案への準用)

第7条 この細則は、本学の教職員等が行った考案について準用する。この場合において、第2条の表中「国内又は外国出願1件につき、一律10,000円」とあるのは「国内又は外国出願1件につき、一律5,000円」と、「国内又は外国出願1件につき、一律7,500円」とあるのは「国内又は外国出願1件につき、一律2,500円」と読み替えるものとする。

(意匠の創作への準用)

第8条 この細則は、本学の教職員等が行った意匠の創作について準用する。この場合において、第2条中「本学が取得した特許権の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額」とあるのは「権利1件につき3,000円」と読み替えるものとする。

(品種の育成への準用)

第9条 この細則は、本学の教職員等が行った品種の育成について準用する。この場合において、第2条中「本学が取得した特許権の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額」とあるのは「1品種につき3,000円」と読み替えるものとする。

(出願変更されたときの補償)

第10条 第2条の規定の適用に当たっては、出願中に特許出願が実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更されたときは、それぞれ考案又は意匠の創作の例により、実用新案登録出願又は意匠登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、本学の財政状況を考慮し原則として1年ごとに見直しを行うものとする。